

STOP！研究費不正

— 取引業者の皆様へ —

大阪大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

研究費の不正使用に関与し、不正使用が発生することのないよう、ご協力をお願いします。

◆ 公的研究費の不正使用とは

公的研究費は公正かつ効率的な使用などを求められていますが、これに違反して架空取引、品名替、その他不正行為(割高操作、偽装取引)等により研究費を使用すると不正使用になります。

《主な不正使用事例》

- 預け金(架空取引): 架空の契約により研究費を取引業者に支払い、管理させること
- 品名替: 事実と異なる品名に書き換えた納品書等により、研究費を取引業者に支払うこと
- 預け金(割高操作): 適正な契約価格よりも割高な価格で契約し、その差額を取引業者に管理させること

本学教職員から不正使用と思われる取引の相談や要請があった場合は、必ず部局事務部または監査室までご相談いただき、不正使用に関与することのないようご協力をお願いします。

◆ 不正行為に対する処分等

《取引停止》

本学との契約において、架空取引、納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったときは、その不正行為の内容等に応じて一定期間 **3か月以上24か月以内** 取引を停止します。また、特に悪質な行為と認められるときは、**24か月を超える期間の取引が停止**されることがあります。

《法的措置》

不正行為に対しては刑事告訴(詐欺罪、文書偽造罪、など)、民事訴訟を行うなどの法的措置を検討します。

不正使用への関与は犯罪です！

なお、本学ではすべての取引先に対して以下の事項について確認をお願いしたうえで取引を行っています。

①不正に関与しないこと、②内部監査その他の調査に協力すること、③諸規程に反する行為がある場合いかなる処分を講じられても異議がないこと、④不正行為の依頼等があった場合は通報窓口連絡すること。

◆ 公的研究費の不正使用に係る通報窓口は

本学教職員から架空取引や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「部局事務部」または「監査室」にご相談をお願いします。

TEI: 06-6879-4071 FAX: 06-6879-4074

大阪大学監査室 E-mail: kansatsuuhou@ml.office.osaka-u.ac.jp

URL: <http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi/tuho>

発行: 大阪大学不正使用防止計画推進室

TEL: 06-6879-4340 FAX: 06-6879-4074

